

第109号議案

八王子市特例児童扶養資金貸付金の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市特例児童扶養資金貸付金の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年9月3日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市特例児童扶養資金貸付金の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例

八王子市特例児童扶養資金貸付金の償還の免除に関する条例（平成26年八王子市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>八王子市特例児童扶養資金、母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金貸付金の償還の免除に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第15条第2項<u>及び同法第31条の6第5項において準用する同法第15条第2項</u>の規定に基づき、特例児童扶養資金（児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号）附則第4条第1項に規定する特例児童扶養資金をいう。）<u>、母子臨時児童扶養等資金（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）附則第7条第1項に規定する母子臨時児童扶養等資金をいう。）及び父子臨時児童扶養資金（同令附則第8条第1項に規定する父子臨時児童扶養資金をいう。）</u>に係る貸</p>	<p><u>八王子市特例児童扶養資金貸付金の償還の免除に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第15条第2項の規定に基づき、特例児童扶養資金（児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号）附則第4条第1項に規定する特例児童扶養資金をいう。）に係る貸付金の償還の免除について、必要な事項を定めるものとする。</p>

付金の償還の免除について、必要な事項を定めるものとする。	
------------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。